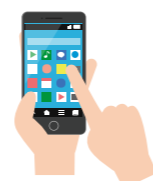


四日市税務署からのお知らせ

【問い合わせ先】 四日市税務署
TEL 352・3141 (代表)
※電話は自動音声により案内していますので、ダイヤル後「2」を選択

いつでもどこでもスマホで申告！スマート！確定申告

確定申告会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！
<国税庁ホームページ：http://www.nta.go.jp>



ステップ1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス!

- スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。
- 【ポイント】
特に給与所得者で、医療費控除またはふるさと納税などの寄付金控除による還付申告を行う方は、「スマホ専用画面」があって便利です！

ステップ2 e-Taxまたは印刷して郵送等で提出!

- ID・パスワードでe-Tax。
税務署でID・パスワードを発行しています。
※すでにID等をお持ちの方は、新たに取得する必要はありません。
- ※ID等の発行は、運転免許証などで本人確認のうえ、四日市税務署で行います。
- 印刷して郵送等で提出
プリンタをお持ちでない方も、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。

●送信方法・エラー解消など

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
TEL 0570・01・5901 (ナビダイヤル)
平日 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始除く)

税理士による無料税務相談

- 開設期間 2月1日(金)、5日(火)～7日(木)
- 相談時間 午前9時30分～午後4時
※正午～午後1時は閉場
- 相談会場 あさけプラザ (四日市市下之宮町296-1)
※受付番号の交付は午前9時から行います。
※申告書の作成には時間を要しますので、早めに案内を終了する場合があります。
※会場ではe-Taxによる申告相談も行っています。
※利用者識別番号、暗証番号がお分かりの場合は、番号の分かる書類をお持ちください。

【相談の対象となる人】

- ①前年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除前または事業専従者控除前)が300万円以下の方。
 - ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成28年)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する方。
- ※譲渡所得、山林所得、贈与税の申告をされる方、また相談内容が複雑な方・申告書の作成に長時間を要する方は、税務署の確定申告会場(じばさん三重)をご利用ください。

★医療費控除は領収書の提出が不要になりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
※医療費の領収書は自宅で5年間保存が必要です。
※平成29～31年分までの確定申告については、領収書の添付または提示によることもできます。

ご自宅で申告書作成が困難な方は

期間 2月18日(月)～3月15日(金) (土・日を除く)
午前9時～午後5時 (午後4時受付終了)
会場 じばさん三重6階 (四日市市安島1-3-18)

ご注意ください

期間中は四日市税務署内に確定申告会場を設けません。また、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

国民健康保険医療費通知のお知らせ

平成31年1月送付分より、確定申告及び町・県民税申告における医療費控除の添付資料としてご使用いただけます。
川越町では、国民健康保険被保険者の方が受けた医療の状況を確認できるよう、受診された医療機関等を一覧にした医療費通知を送付しています。

平成31年1月送付分より、医療費の自己負担額を記載し、医療費控除の添付資料としてご使用いただける記載内容に変更します。

平成31年1月送付分に記載される対象診療年月は、平成30年1月分から11月分までです。平成30年12月診療分については、1月送付分に反映できませんので、領収書に基づいて明細書を作成し、申告書に添付してください。

また、保険外診療分や、生命保険等で医療費に補てんがあった場合も、明細書を作成する必要があります。

表記された医療機関等にかかった覚えがない場合や、金額・日数等に疑問がある場合はお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(医療費通知) 町民保険課 TEL366・7115
(確定申告及び町・県民税申告について)
税務課 TEL366・7114

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

償却資産とは、個人または法人で工場や商店などの事業を行っている方が、その事業のために用いることができる建築物、機械、装置、工具、器具、備品など(土地、家屋を除く。)のことで、該当する方は、税務課まで必ず申告してください。

- 申告が必要な方
- 平成31年1月1日現在、町内で事業を営んでいる個人、法人。または、町内では事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人、法人。
 - 平成30年中に事業を廃止し、償却資産が滅失した個人、法人。
- 申告期限 1月24日(木)
- 申告方法
- 昨年まで申告している方は、1年間の償却資産の増・減を申告。
 - 新たに事業を始めた方、昨年電子申告をした方は、1月1日時点で所有する全償却資産を申告。

※昨年申告のあった方には申告用紙を郵送しています。新たに申告する方や、申告用紙が届かない方は税務課までご連絡ください。

太陽光発電設備も償却資産の対象です

地面や、家屋の屋根に太陽光発電設備を設置した場合、固定資産税(償却資産)の課税対象となります。

設置者	発電規模
個人(住宅用)	10kw以上の設備(余剰売電、全量売電)
個人(事業用)	規模や余剰売電、全量売電を問わず
法人	

●再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例

該当する発電設備に対して新たに課税することとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、該当設備の課税標準の特例が適用されます。
※設備を取得した時期により、特例適用要件が異なります。



	取得時期	対象設備
㊦	平成24年5月29日～平成28年3月31日	経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた発電設備(①)
①	平成28年4月1日～平成30年3月31日	①以外で、かつ、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けている発電設備
㊧	平成30年4月1日～2020年3月31日	①以外で、かつ、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けている発電設備

特例率 ㊦①は、課税標準額を2/3に軽減。
㊧の出力1000kw未満の場合は、課税標準額を2/3、出力1000kw以上の場合は、課税標準額を3/4に軽減。

申請手続 認定を受けたことを証する書類(通知書等)の提出

【申告・問い合わせ先】 税務課 TEL366・7114

小型特殊自動車は軽自動車税の申告が必要です

小型特殊自動車は、地方税法及び川越町税条例により、道路を走らなくても軽自動車税の申告が必要です。申告のうえ、標識の交付を受けて、車輻に取り付けてください。なお、小型特殊自動車に該当する場合、固定資産税(償却資産)の申告は不要です。

●小型特殊自動車とは?

- ①農耕作業用自動車:
最高速度が時速35km未満のもの
※大きさや排気量の制限はありません。
- ②それ以外のもの: 車輻の長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下のもので、かつ、最高速度が時速15km以下のもの。
例) ショベル・ローダ、ロード・ローラ、フォークリフトなど

事業主の皆様へ

町民税・県民税 特別徴収徹底のお願い

給与所得者の町民税・県民税は、法令により事業主が給与から特別徴収(給与天引)して、給与所得者に代わって市町に納入することとなっています。パート・アルバイト・期間付雇用の従業員を含むすべての従業員を対象に原則、特別徴収を実施していただく必要があります。
今まで給与支払報告書の提出時に普通徴収を希望される事業主がいましたが、平成26年度からは原則、特別徴収を実施していただいております。ただし、次の場合に限り普通徴収にできます。給与支払報告書の提出時に、普通徴収への切替理由書を一緒に提出してください。

- 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている
- 給与が支給されない月がある
- 全従業員が事業専従者のみ
- 5月末までに退職予定